

アメリカ

- 行政文書の電子化目標等
 - 「連邦機関は2019年までに、電子的に作成された移管対象の記録は紙に打ち出すのではなく、全て電子フォーマットのまま移管すること」としている。
- 電子文書の管理方法
 - 2008年よりNARAが開発した保存管理システム「ERA」にて、ボーンデジタル記録とメタデータの保存・移管、アクセス記録の管理、レコードスケジュール管理等を行っている。なお、電子中間書庫という独立したシステムは見当たらない。

イギリス

- 行政文書の電子化目標等
 - 「電子公文書として保存するか否かについて各行政機関の判断に委ねる」
「ただし、もとの文書が電子的に作成された場合には、電子的に保存されることが望ましい」としている。
- 電子文書の管理方法
 - 2000年代以降に、多くの機関が電子文書・記録管理システム（EDRMS）
を採り入れた管理をはじめた。ただし、全省庁にて統一されたものではない。
なお、電子中間書庫という独立したシステムは見当たらない。
 - イギリス国立公文書館は2007年にデジタル継続性プロジェクトを立ち上げた。
電子文書が時間の経過や変化を経て情報が利用不能になるリスクを考慮し、
ガイダンスの提示や各種ツールの開発等を行っている。

諸外国における行政文書の電子化状況

フランス

- 行政文書の電子化目標等
 - 電子公文書は、基本的に紙媒体の文書と同じ文書管理のルールが適用される。
- 電子文書の管理方法
 - 2012年から、政府機関の記録管理を所掌する文化コミュニケーション省がデジタル化を推進する取組を開始。2013年から電子アーカイブ計画（VITAM）が開始され、2014年より電子記録管理システム（ADMANT）の実験システムを稼働し、各政府機関は本システムに電子記録とメタデータを保存。なお、電子中間書庫という独立したシステムは見当たらない。

オーストラリア

- 行政文書の電子化目標等
 - 2020年までに、紙も含めた政府情報管理の全デジタル化を目標としている。
- 電子文書の管理方法
 - 2011年に一定のデジタル情報を管理する目的でオーストラリア国立公文書館が作成した、電子文書及び記録管理の専用システム（EDRMS）にて管理している。金融や人事、地理関連の記録には機能が十分でないため、EDRMSの採用は行政機関の任意となっている。

※本資料は、内閣府大臣官房公文書管理課(以下「当課」という)にて行った「公文書管理の在り方に関する調査（平成28・27・26年度）」及び国立公文書館「アーカイブズ61号（平成28年8月）」「アーカイブズ57号（平成27年8月）」「北の丸 第43号（平成23年2月）」に掲載した内容を、当課においてまとめたものであり、諸外国における最新の情報ではない場合がある。